

適期・的確な管理で 安定的な農業を

◆土地改良施設管理等に関する事業の概要(令和8年度版)◆



犬山頭首工(愛知県)

令和8年4月
農村振興局整備部
水資源課 施設保全管理室
農林水産省

【目次】

I	土地改良施設の管理等に関する国の助成制度の概要	1
II	土地改良施設に関する管理・支援の制度	3
III	ストックマネジメントの制度	3
IV	土地改良施設の管理に関する各種事業等	
1	国、地方公共団体による管理のための事業	
(1)	直轄管理事業	4
(2)	基幹水利施設管理事業	6
(3)	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業	11
(4)	農業水利施設管理AI活用推進事業	14
2	土地改良区等による管理のための事業	
(5)	国営造成施設管理体制整備促進事業	15
(6)	水利施設管理強化事業	16
(7)	土地改良区機能強化支援事業(基幹水利施設保全管理技術向上研修)	18
(8)	土地改良区機能強化支援事業(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修)	19
(9)	土地改良施設維持管理適正化事業	20
3	施設の整備や補修のための事業	
(10)	国営かんがい排水事業(国営施設機能保全総合対策事業)	22
(11)	特別監視制度	24
(12)	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)、農山漁村地域整備交付金(基幹水利施設保全型)	25
(13)	農山漁村地域整備交付金(地域農業水利施設保全型)	25
(14)	水利施設整備事業(実施計画策定事業)	26
(15)	農業水路等長寿命化・防災減災事業	27
4	突発事故対策	
(16)	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	28
5	その他	
(17)	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	31
V	農業用排水路における転落事故等の未然防止のために	32
VI	土地改良施設の維持管理費に係る地方交付税措置	33

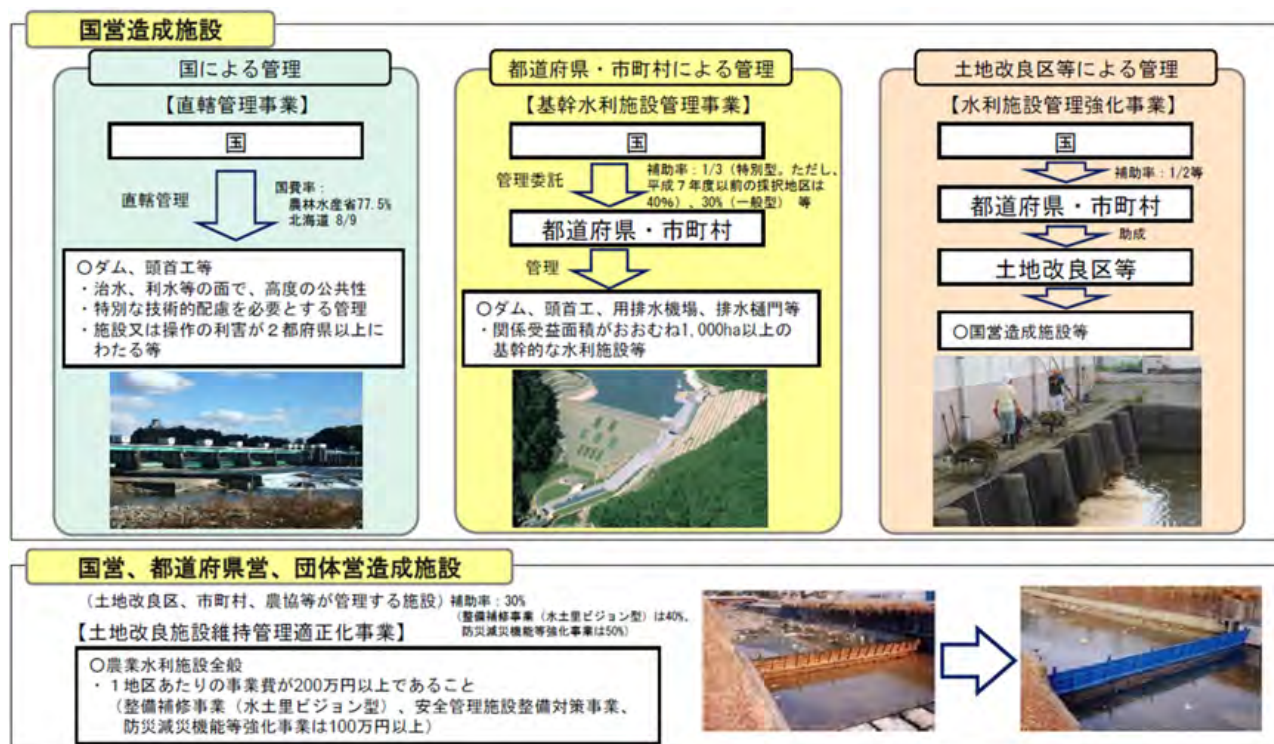
I 土地改良施設の管理等に関する国の助成制度の概要(1/2)

事業名		事業概要・要件	事業主体	国费率・補助率	創設年度
国 、 地 方 公 団 体 に よ る 管 理	直轄管理事業	○一般型 ・治水、利水上高度の公共性 ・施設操作が高度の技術を要する ・施設又は操作の利害が2都府県以上(北海道、沖縄を除く)	国	農林水産省:77.5% 北海道:8/9	昭和35年度
		○総合管理型 ・同一水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹水利施設群の一元管理		77.5%	平成元年度
	基幹水利施設管理事業	○一般型 ・国営土地改良事業により造成され、都道府県又は市町村が管理を行っている一定規模以上で公共・公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理費を助成 ・対象施設:ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路 ・非農地率おおむね10%以上 ・受益面積がおおむね1,000ha(地盤沈下地帯にあっては500ha)以上 ・施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設等	都道府県 市町村	30% (流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3)	平成8年度
		○特別型 ・国営土地改良事業により造成され、都道府県が管理を行っている大規模で公共・公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理費を助成 ・対象施設:ダム、頭首工、排水機場及び防潮水門 ・受益面積がおおむね3,000ha以上 ・施設の規模等に係る要件に該当する施設 ・浸湛水被害の機能防止に係る要件に該当する施設(非農地率おおむね20%以上)等	都道府県	1/3 (平成7年度以前採択地区は40%)	昭和37年度
		○包括的民間委託推進型 ・一般型又は特別型の要件に該当する施設において、包括的民間委託に取り組み施設管理者に対して、その実施に向けて追加的に必要となる費用を支援	都道府県 市町村	定額	令和6年度
	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業	・施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、以下の取組を実施 ① 機能診断及び耐震診断の実施や施設管理者への指導・助言 ② 現地での実践を通じたストックマネジメント技術の高度化 ③ 施設の保全に係る区分地上権等の設定及び更新 ④ 最新の技術的知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための施設管理者に対する技術的支援等による管理水準の向上 ⑤ 農業用パイプラインを対象に、事故の兆候となる漏水、亀裂等の有無を確認するための緊急的な調査の実施(事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定) ・対象施設:国営土地改良事業により造成された農業水利施設	国	10/10	平成30年度
農業水利施設管理AI活用推進事業	・施設の機能診断の省力化を図ることを目的として、AIを活用した機能診断を実証 ・対象施設:国営造成施設及び国営附帯都道府県営造成施設	国	10/10	令和2年度	
土 地 改 良 区 等 に よ る 管 理	国営造成施設管理体制整備促進事業	・国営事業完了2年前から2年間に、市町村、土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制を整備	市町村 土地改良区等	農林水産省:60% 北海道:70% 沖縄・奄美:85%	昭和60年度
	水利施設管理強化事業	○一般型 ・水利施設管理強化計画に基づき、国営・水資源機構管営造成施設及びこれと一体不可分な国営・水資源機構管営附帯都道府県管営造成施設を管理する土地改良区等に対する維持管理支援		1/2	令和3年度
		○連携管理保全型 ・連携管理保全計画及び水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設等を管理する土地改良区等に対する維持管理支援		1/4 (施設の整備補修に要する費用は1/2)	令和7年度
		○特別型 ・流域治水対策 流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設(一般型及び連携管理保全型の対象施設を除く)の流域治水の取組に係る費用への支援 ・渇水・高温対策 渇水・高温対策に取り組む農業水利施設に対して、渇水・高温対策のポンプの設置・運転等に係る費用への支援(一般型及び連携管理保全型の支援との重複を除く) ・特定外来生物対策 国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、特定外来生物の施設被害を予防するための資機材の調達、設置、運転等に係る費用への支援	都道府県 市町村	1/2	令和3年度
		○管理水準向上型 ・一般型、連携管理保全型及び特別型の事業を行う施設管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援等に要する費用を支援		1/2	令和6年度
		○包括的民間委託推進型 ・一般型、連携管理保全型及び特別型の要件に該当する施設において、包括的民間委託に取り組む施設管理者に対して、その実施に向けて追加的に必要となる費用を支援		定額	令和6年度
土地改良区機能強化支援事業(基幹水利施設保全管理技術向上研修)	・土地改良区等の施設管理者に対し、管理技術習得のための現地指導等を実施	都道府県土地改良事業団体 連合会	1/2	平成28年度	
土地改良区機能強化支援事業(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修)	・土地改良区等の施設管理者に対し、省エネルギー化に係る技術力向上のための現地指導等を実施	都道府県土地改良事業団体 連合会	定額	令和4年度	
土地改良施設維持管理適正化事業	・①土地改良施設の定期的な整備補修(施設の一部更新を含む)、②「連携管理保全計画」に位置付ける施設の整備補修、③農地の利用形態に即応した整備改善、④安全管理施設の整備、⑤農村地域における防災・減災の強化、施設管理の省エネ化、再エネ利用及び省力化に資する整備を実施 ・1地区当たり事業費200万円(②、④及び⑤の事業は100万円)以上	市町村 土地改良区等	①、③、④ 30% ② 40% ⑤ 50%	昭和52年度	

I 土地改良施設の管理等に関する国の助成制度の概要(2/2)

事業名	事業概要・要件	事業主体	国費率・補助率	創設年度
機能保全	<p>国営かんがい排水事業 (国営施設機能保全総合対策事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業等により造成した基幹的農業水利施設を対象に、突発事故の発生原因の究明調査、事故リスクのある施設や老朽化した施設の整備を実施 《施設機能保全検討調査》 <ul style="list-style-type: none"> ① 突発事故の発生原因の究明調査、機能診断、耐震性の点検・調査、対策工法の検討等 ② ①を踏まえて必要に応じて行う各種計画の作成 《施設機能保全事業》 <ul style="list-style-type: none"> ・事故リスクのある施設や老朽化等により機能低下がみられる施設の整備 ※突発事故が発生した施設の復旧(事故の兆候が認められた施設の事故の未然防止を含む。)は土地改良施設突発事故復旧・防止事業、自然災害により被災した施設の復旧は災害復旧事業で実施 ・対象施設:国営土地改良事業等によって造成された農業用排水施設 	国	<p>《施設機能保全検討調査》 10/10</p> <p>《施設機能保全事業》 農林水産省:2/3 北海道・離島:75% 沖縄・奄美:90%</p>	令和4年度
	<p>特別監視制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設で、機能低下が顕著な施設を対象に施設機能の監視及び補修・補強を実施 ・対象事業:国営かんがい排水事業及び国営総合農地防災事業 	国	対象事業に基づく	平成23年度
	<p>水利施設整備事業(基幹水利施設保全面型)、農山漁村地域整備交付金(基幹水利施設保全面型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックの有効活用の観点から農業水利施設の長寿命化を図るため、施設の機能診断、機能保全計画の作成、計画に基づく対策工事等を実施 ・対象施設:国営造成施設及び都道府県営造成施設 	都道府県 市町村 土地改良区等	農林水産省・北海道・離島:1/2 沖縄:80% 奄美:65%	平成19年度
	<p>農山漁村地域整備交付金(地域農業水利施設保全面型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体営土地改良事業等により造成された農業水利施設に対し、ストックマネジメントを適用したきめ細やかな対策を実施 	市町村 土地改良区等	農林水産省・北海道:1/2(六法指定地域等55%) 沖縄:80% 奄美:60%	平成20年度
	<p>水利施設整備事業(実施計画策定事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の機能診断、機能保全計画の策定等 ・末端支配面積が10ha以上等 	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2、定額等	平成24年度
	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の長寿命化を図るための補修・更新、機能診断等の実施 ・総事業費200万円以上等 	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2、定額等	平成30年度
突発事故対策	<p>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直轄(一般型) <ul style="list-style-type: none"> ・国が整備した土地改良施設で発生した突発事故の復旧工事、類似の被害を防止するための措置及び突発事故の未然防止を図るための措置を迅速に実施 ・末端支配面積100ha以上、復旧事業費2,000万円以上、適切に保全管理されている土地改良施設であること等 (基幹施設型) <ul style="list-style-type: none"> ・国が整備したダム、頭首工、排水機場及び排水樋門で発生した突発事故の復旧工事、類似の被害を防止するための措置及び突発事故の未然防止を図るための措置を実施 ・末端支配面積5,000ha(田以外の農用地を受益とする場合は2,000ha)以上、復旧事業費2,000万円以上、適切に保全管理されている土地改良施設であること等 	国	<p>農林水産省:2/3 北海道・離島:75% 沖縄・奄美:90%</p> <p>農林水産省:70%</p>	平成30年度 令和4年度
	<ul style="list-style-type: none"> ○補助 <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設で発生した突発事故の復旧工事、類似の被害を防止するための措置及び突発事故の未然防止を図るための措置を迅速に実施 ・末端支配面積20ha(中山間地域は10ha、団体営土地改良事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能)以上、復旧事業費200万円以上、適切に保全管理されている土地改良施設であること等 	都道府県 市町村 土地改良区等	農林水産省・北海道:50%(中山間地域55%) 沖縄:80% 奄美:2/3 離島:52%(中山間地域60%)	平成30年度
	<p>土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直轄 <ul style="list-style-type: none"> ・PCBを含む塗料を使用した可能性がある土地改良施設に係る塗膜調査及びPCBを含む塗膜の処理等 ・国が自ら保管するPCB廃棄物の処理 ○補助 <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設に存在するPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬等に要する経費を助成 ・PCBを含む塗料を使用した可能性がある土地改良施設に係る塗膜調査及びPCBを含む塗膜の処理等に要する経費を助成 	国 土地改良区等	10/10 1/2	令和2年度 平成22年度

II 土地改良施設に関する管理・支援の制度



III ストックマネジメントの制度

これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保安全管理を推進するため、基幹から末端に至る一連の水利施設に対するストックマネジメントの制度体系を整備。

区分	国営造成施設	都道府県営・団体営造成施設	農地周りの水路等
長寿命化対策	機能診断 国営造成水利施設 ストックマネジメント 推進事業 (H15創設H19,H30再編)	水利施設整備事業 (実施計画策定事業) (H24創設,H30再編)	多面的機能支払交付金 (H26)
	機能保全対策 国営かんがい排水事業 (国営施設機能保全 総合対策事業) (R4創設)	水利施設整備事業 又は 農山漁村地域整備交付金 (基幹水利施設保全型:都道府県営) (H20創設,H24,H30再編) 農山漁村地域整備交付金 (地域農業水利施設保全型:団体営) (H21創設,H24,H30再編)	
機能向上・変更	国営かんがい排水事業 等	水利施設整備事業 農山漁村地域整備交付金 等	

※この他にきめ細やかな長寿命化対策等を実施する「農業水路等長寿命化・防災減災事業」(非公共事業)を創設(平成30年度)

IV 土地改良施設の管理に関する各種事業等

1 国、地方公共団体による管理のための事業

(1) 直轄管理事業

高度の公共性を有する施設の国による管理

[一般型]

事業の内容 国営土地改良事業により造成された大規模なダム、頭首工等の施設のうち、高度の公共性を有するとともに、その管理に当たって特別の技術的配慮等を必要とする施設のうち、必要と認められるものについて、国が申請を受けて管理を行う事業です。

採 択 基 準 一般型の採択基準は次のとおりです。
ア 治水、利水等の面において高度の公共性を有すること
イ 管理に当たって特別な技術的配慮を必要とすること
ウ 施設又はその操作による利害が2都府県以上にわたるもの
(北海道及び沖縄を除く)

国 費 率 77.5%(北海道 8/9)

事業実施地区 しらかわ やぶき はとり
白河矢吹地区(羽鳥ダム)
のうび いぬやま
濃尾用水地区(犬山頭首工)
とつかわき かわ おおさこ つぶろ しもぶち
十津川紀の川地区(大迫ダム、津風呂ダム、下泷頭首工)
おおゆうばり ゆうばり かわばた
大夕張地区(夕張スーパーパロダム、川端ダム)
しのつ いしかりがわ しんのつ
篠津地区(石狩川頭首工、篠津幹線用排水路)



いぬやま
犬山頭首工



ゆうばり
夕張スーパーパロダム

[総合管理型]

事業の内容 同一水系内の複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設を対象として、国が申請を受けてそれらの管理を一元的な管理体制により実施する事業です。

採択基準 総合管理型の採択基準は次のとおりです。

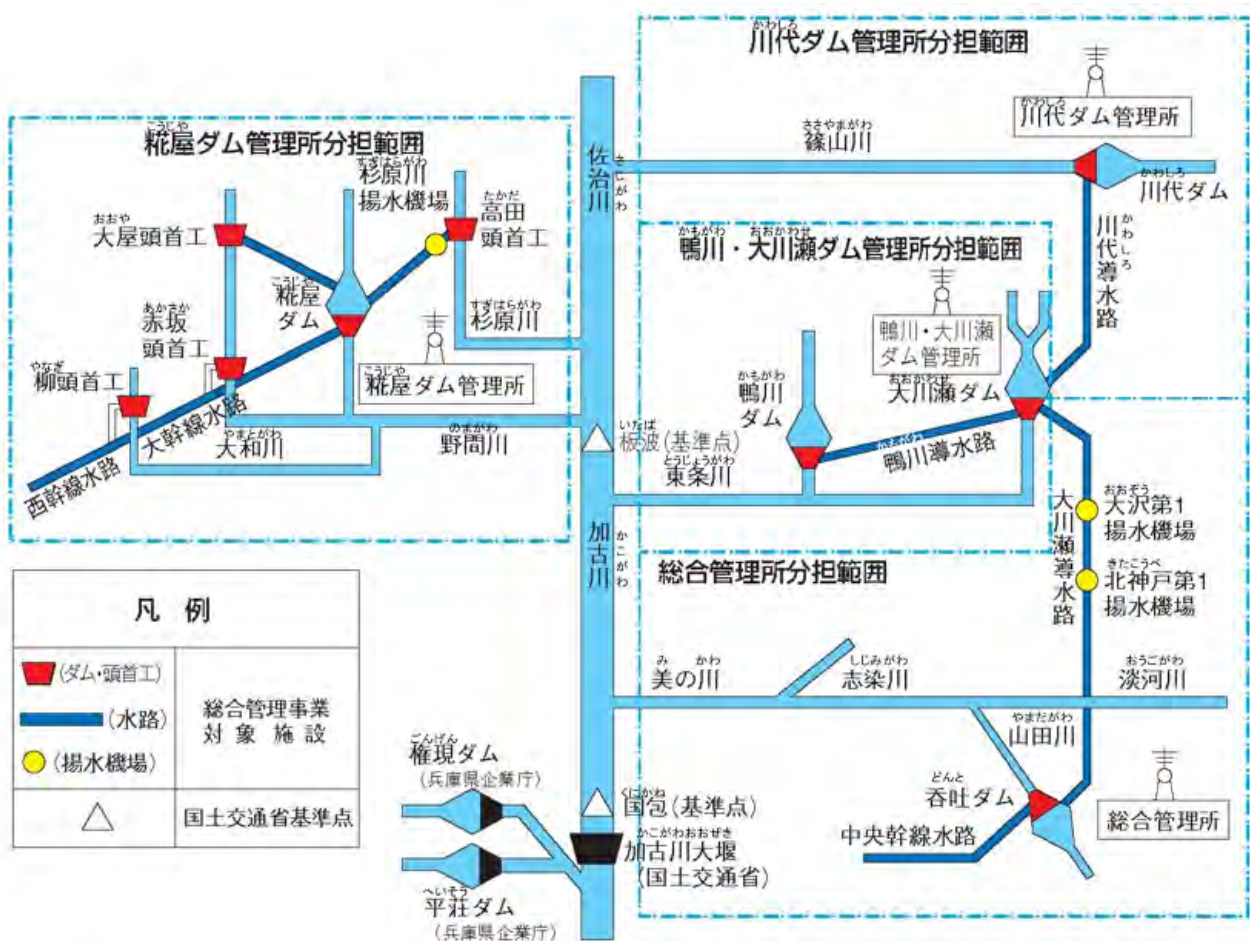
ア 同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設(以下「基幹水利施設群」という。)

イ 基幹水利施設群の効用を適正に発揮させるため、それらの管理を一元的な管理体制により行うことが適当であると認められる施設

国費率 77.5%

事業実施地区 ^{かこがわ}加古川水系地区

<加古川水系地区の系統模式図>



(2) 基幹水利施設管理事業

公共性、公益性の高い基幹水利施設の管理の強化

[一般型]

事業の内容 国営土地改良事業により造成され、都道府県、市町村が管理を行っている一定規模以上で公共性、公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理について助成を行います。

事業主体 都道府県、市町村

採択基準 ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、ア～ウの要件に該当し、かつ、エ又はオのいずれかの要件に該当する施設(これと一体的に管理する必要のある施設を含む)が対象となります。

ア 国により管理委託されたものであること

イ 一施設ごとの受益面積がおおむね 1,000ha(地盤沈下地帯にあっては500ha)以上、畑を受益とするものにあつては300ha(地盤沈下地帯にあっては100ha)以上

ウ 非農地率がおおむね 10%以上

エ それぞれの施設の区分ごとに次の規模等要件に該当するもの

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム	設計洪水量がおおむね 300 m ³ /s 以上又は貯水量がおおむね 2,500 千m ³ 以上
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 ① 設計洪水量がおおむね 300 m ³ /s 以上 ② ゲートを1門以上有すること ③ 最大取水量がおおむね 1.0 m ³ /s 以上 (幹線用水路) 頭首工と一元管理を行い、計画通水量がおおむね5m ³ /s 以上
用水機場	最大取水量がおおむね 1.0 m ³ /s 以上 (幹線用水路) 用水機場と一元管理を行い、計画通水量がおおむね5m ³ /s 以上
排水機場	排水機の総口径がおおむね 3,000mm 以上 (幹線排水路) 排水機場と一元管理を行い、計画通水量がおおむね 15 m ³ /s 以上
排水樋門 (排水分水ゲートを含む)	計画通水量がおおむね 15 m ³ /s 以上 (排水分水ゲートにあつては、流末の排水先への総分水量がおおむね 15 m ³ /s 以上)

オ 基幹水利施設管理強化計画において当該施設を活用した流域治水の取組が位置付けられているもの

補助率 30%(流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3)



ダム



頭首工



用水機場



排水機場



排水樋門



排水分水ゲート

[特別型]

事業の内容 国営土地改良事業によって造成され、都道府県が管理を行っている大規模で公共性、公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理について助成を行います。

事業主体 都道府県

採択基準 ダム、頭首工、排水機場、防潮水門を対象として、次に掲げる一定要件に該当する施設が対象となります。

ア 国により管理委託されたものであること

イ 一施設ごとの受益面積:おおむね 3,000ha 以上

ウ 浸湛水被害の防止機能:その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね 20%以上

エ それぞれの施設の区分ごとに次の規模要件に該当するもの

施設の区分	施設の規模
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね 700 m ³ /s 以上でゲート3門以上を有するもの
排水機場	1機場おおむね口径 1,500mm 以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力がこれと同程度
防潮水門	年間利用水量がおおむね 4,000 万m ³ 以上又は満水面積がおおむね 1,000ha 以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね 1,000 m ³ /s 以上又は流域面積がおおむね 10,000ha 以上のもの

補助率 1/3(平成7年度以前の採択地区にあっては 40%)

事業実施地区 29 地区(内訳は下表のとおり)

ダム(10地区)		頭首工(6地区)		排水機場(8地区)		防潮水門(5地区)	
地区名	施設名	地区名	施設名	地区名	施設名	地区名	施設名
関川	笹ヶ峰ダム	吉井川	新田原井堰	阿賀野川	新井郷川・親松排水機場	児島湾	児島湾締切堤防等
愛知川	永源等ダム	阿賀野川用水	阿賀野川頭首工	新川	新川右岸・七穂・小新排水機場	八郎潟	防潮水門等
手取川	大日川ダム	荒川	荒川頭首工	新川二期	新川河口排水機場	河北潟	河北潟放水路防潮水門等
矢作川	羽布ダム	赤川	赤川頭首工	白根郷	白根・中部・宣場排水機場	加賀三湖	新堀川潮止水門等
請戸川	大柿ダム	加治川	加治川第1・第2頭首工	新津郷	大秋・覚路津排水機場	邑知潟	羽咋川潮止水門等
中勢用水	安濃ダム	信濃川下流	大島頭首工	刈谷田川右岸	刈谷田川右岸排水機場		
小矢部川	刀利ダム			大利根用水	新川排水機場		
豊沢川	豊沢ダム			尾張西部	尾西・日光川河口排水機場		
耳納山麓	合所ダム						
那須野原	深山・板室ダム						



とうり
刀利ダム(富山県)おやべがわ
小矢部川地区



しんたわらいげき
新田原井堰(岡山県)よしいがわ
吉井川地区



はくい がわしおどめすいもん
羽咋川潮止水門(石川県)おうちがた
邑知瀧地区



ぼうちようすいもん
防潮水門(秋田県)はちろうがた
八郎瀧地区



しろね
白根排水機場(新潟県)しろねごう
白根郷地区



にいごうがわ
新井郷川排水機場(新潟県)あがのがわ
阿賀野川地区

[包括的民間委託推進型]

事業の内容 国営土地改良事業によって造成され、都道府県、市町村が管理する公共性、公益性の高い基幹的な農業水利施設において、複数の施設の管理業務、単一の施設の複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託(以下「包括的民間委託」という。)に取り組む施設管理者に対して、その実施に向けて追加的に必要となる費用を支援します。

事業主体 都道府県、市町村

採択基準 一般型又は特別型の採択基準に該当する施設のうち、包括的民間委託推進計画に基づいて取組を行う地区が対象となります。

補助率 定額

(3) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

機能保全計画の策定、ストックマネジメント技術の高度化、権利設定等を実施

事業の内容 国営土地改良事業により造成された農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、次に掲げる事項を行う事業です。

ア 機能保全計画策定事業

施設の劣化状況等を調べる機能診断(耐震診断を含む)を行い、当該機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画を策定し、施設管理者に施設の効果的な機能保全対策や適期の整備更新の実施に関する指導・助言を実施します。

また、これらの対策をさらに実効性の高いものとするため、長寿命化に配慮した更新整備計画を策定する広域基盤整備計画調査と連携します。

(ア) 機能保全計画の策定等

- a 施設現況調査(構造物の環境条件、変状、使用状況等)
- b 施設機能診断(劣化度合いの測定等)
- c 劣化原因究明のための構造物の監視
- d 機能保全対策(対策工法、対策時期、概略対策費)

(イ) 施設管理者に対する指導・助言

- a 施設の機能保全対策の実施に関すること
- b 施設の整備更新の実施に関すること
- c 施設の監視に関すること

イ 技術高度化事業

施設の診断、劣化予測、評価手法の技術向上及び対策工法の有効性や耐久性の検証など、機能の適切な保全に必要な技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。

(ア) 破損事故等の要因調査

(イ) 診断技術の適用と評価

(ウ) 対策工法の適用と評価

(エ) リスク評価の実証調査

ウ 権利設定等事業

国営造成施設の機能保全計画に基づく対策工事に関し、国営造成施設の保全に係る権利(国営土地改良事業により造成された管水路等の敷地の権利としての区分地上権やその他の土地を使用するための権利(区分地上権等))が取得されていない施設における当該権利の取得等及び当

該権利の設定期間の満了が予定されている施設に係る当該権利の更新を行います。

(ア) 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量

(イ) 区分地上権等の権利の取得等及び登記

工 管理水準向上事業

基幹水利施設管理事業の対象とする国営造成施設の管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援等を行い、管理水準の向上を図ります。

(ア) 専門家派遣、研修の実施等による技術的支援

(イ) 技術活用に係る支援(最新の技術的な知見の普及・啓発含む)

(ウ) 包括的民間委託の活用可能性に係る調査

オ 高リスクパイプライン緊急調査事業

国営土地改良事業により造成された農業用パイプラインを対象に、事故の兆候となる漏水、亀裂等の有無を確認するための緊急的な調査を行います。なお、本事業の実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(ア) 道路下にある口径 800mm 以上の農業用パイプライン又は近傍で事故が頻発するなど緊急対応が必要な農業用パイプラインの緊急調査

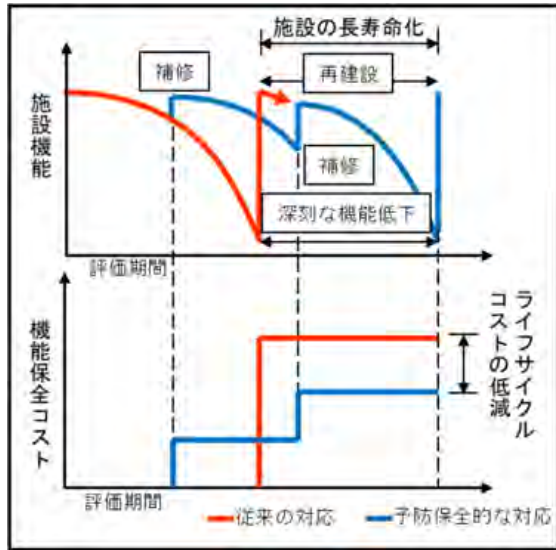
(イ) 緊急防災等工事計画書の作成

事業主体 国

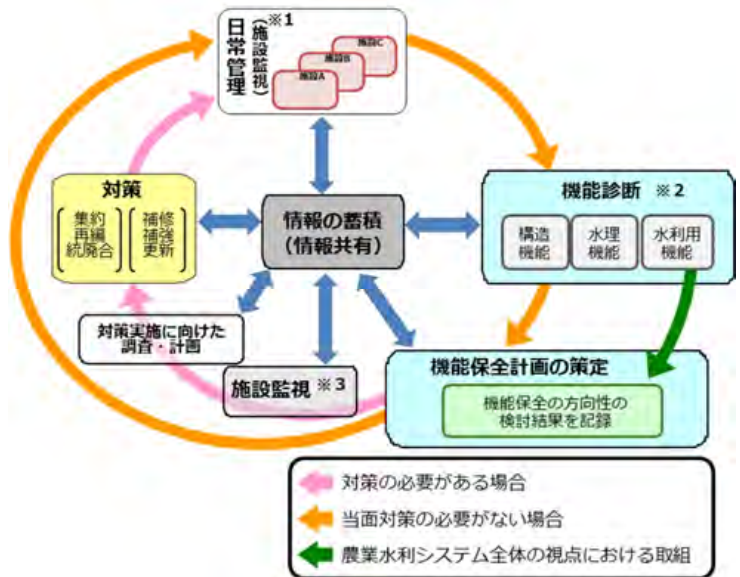
対象施設 国営土地改良事業により造成された農業水利施設

国費率 10/10

—ライフサイクルコストの低減—

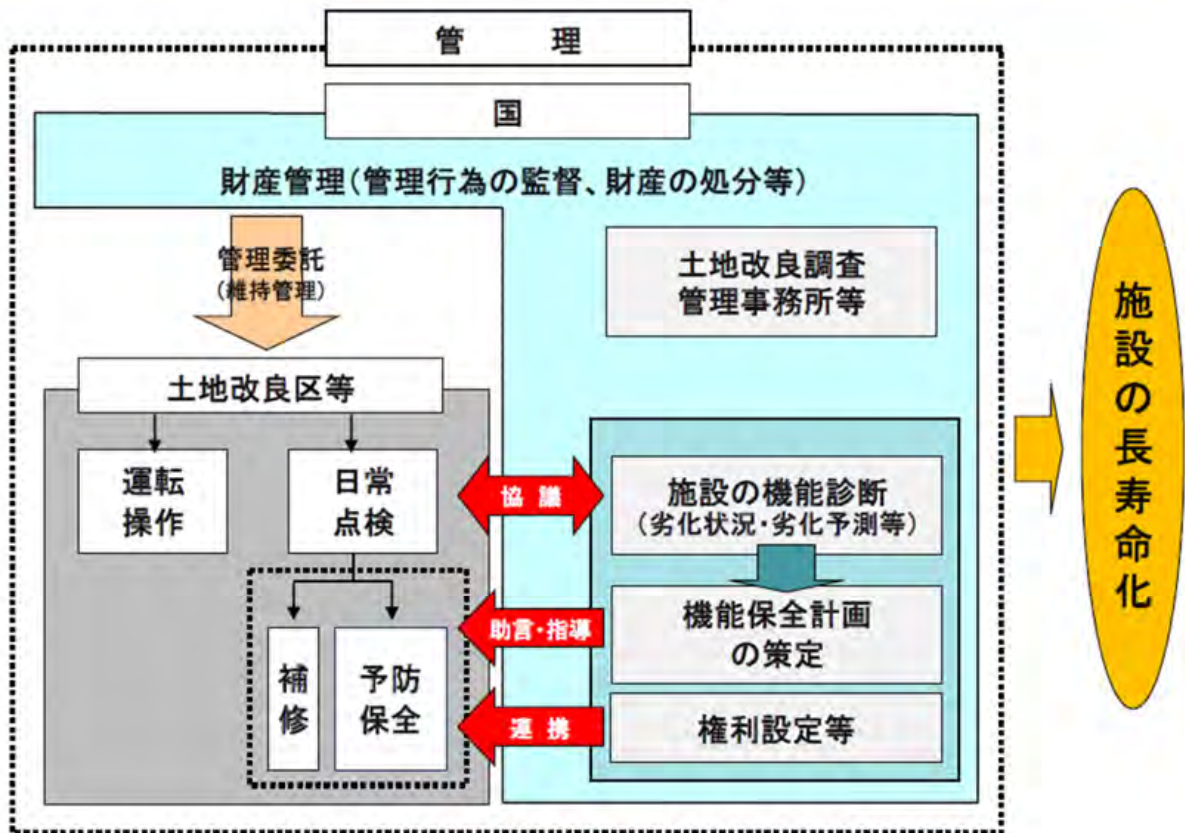


—ストックマネジメントの流れ—



- ※1 日常管理の一環として継続的に行う施設監視（結果は機能診断・機能保全計画策定等に活用）
- ※2 構造機能、水理機能は、水利用機能の発揮を支える関係にある。
- ※3 機能保全計画の精度を高め、適期に対策を実施するために継続的に行う施設監視

国営造成水利施設のストックマネジメントの推進



(4) 農業水利施設管理AI活用推進事業

AI を活用した農業水利施設の機能診断を実証

事業の趣旨 農業水利施設の劣化状況等を調べる機能診断の省力化を図るとともに、更新整備の好機を把握した上で、計画的かつ効率的な機能保全対策を行うことを目的として、人工知能(AI)を活用した機能診断の実証を行う事業です。

事業の内容 ア 機能診断の省力化に資する AI の構築等
イ AI を活用した機能診断の実証等

事業主体 国

対象施設 国営造成施設及び国営附帯都道府県営造成施設

国費率 10/10

2 土地改良区等による管理のための事業

(5) 国営造成施設管理体制整備促進事業

スムーズな管理体制への移行と操作体制の整備

事業の趣旨 国営土地改良事業完了前2年間に、国営造成施設の操作、運転、点検、整備等の業務を予定管理者である市町村又は土地改良区(連合)に委託し、国の指導のもとに当該業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を図るものです。

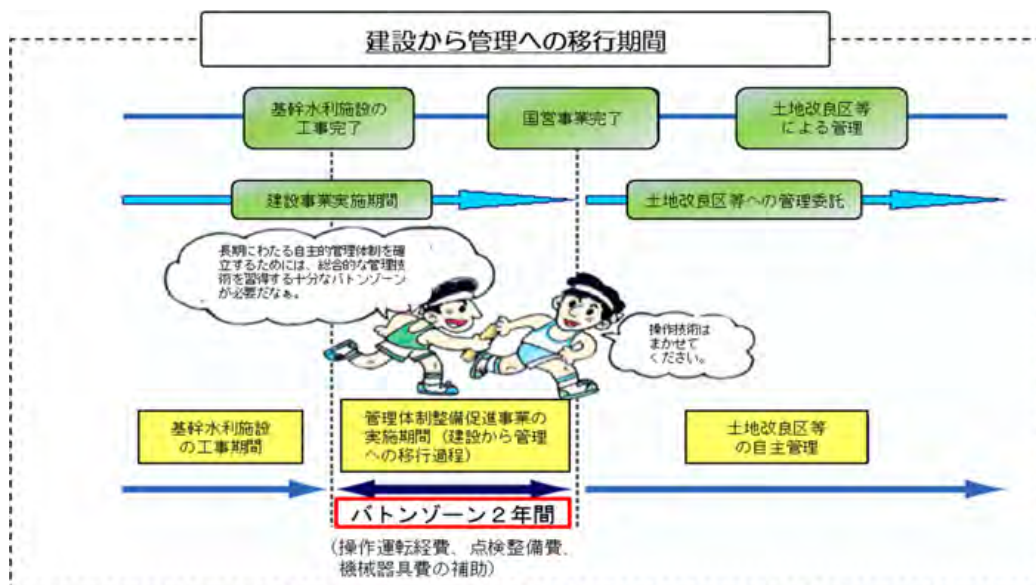
事業の内容 下記の条件を満たす国営土地改良事業実施地区に対して助成を行うものです。

- ア 予定管理者が市町村又は土地改良区(連合)である施設があること
- イ 複数の農業用排水施設を監視制御するために必要な子局をもつ水管理施設が整備されていること
- ウ 水管理施設により配水操作が行われる受益面積がおおむね1,000ha(畑を受益地とする地区にあっては300ha)以上であること

事業主体 市町村、土地改良区(連合)

事業実施期間 国営土地改良事業完了前2年間

補助率 農林水産省 60%、北海道 70%、沖縄・奄美 85%



(6) 水利施設管理強化事業

農業水利施設の役割に応じた支援を実施

事業の趣旨 食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与している農業水利施設の施設管理者を支援し、施設機能の適正な発揮を図るものです。

事業の内容 以下の支援を行います。

ア 一般型

水利施設管理強化計画に基づき国営・水資源機構営造成施設及びこれと一体不可分な国営・水資源機構営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等に対する維持管理支援

(ア) 土地改良区等が管理する施設の多面的機能の発揮に対応した費用((イ)を除く)(維持管理費の「0.6/1.6」相当)

(イ) 治水協定ダムの洪水調節機能強化の発揮及び地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設の防災・減災機能を含む多面的機能の発揮等に対応した費用(維持管理費の「0.75/1.75」相当)

(ウ) 土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用

イ 連携管理保全型

連携管理保全計画及び水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設等を管理する土地改良区等に対する維持管理支援

(ア) 土地改良区等管理施設の維持管理に要する費用

(イ) 土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用

ウ 特別型

(ア) 流域治水対策

流域治水計画に位置付けられた農業水利施設(ア及びイの施設を除く)の流域治水の取組に係る以下の取組支援

a 流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組

b 治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視(水位計等の新設、更新、点検整備、通信等を含む)、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組

(イ) 渇水・高温対策

渇水・高温対策に取り組む農業水利施設に対して、渇水・高温対策のポンプの設置・運転等に係る支援(ア及びイの支援との重複を

除く)

(ウ) 特定外来生物対策

国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、特定外来生物の施設被害を予防するための資機材の調達・設置等の特定外来生物対策の取組に係る支援

エ 管理水準向上型

管理水準向上計画に基づき、ア～ウの事業を行う施設管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援

オ 包括的民間委託推進型

包括的民間委託推進計画に基づき、ア～ウの要件に該当する施設において、包括的民間委託に取り組む施設管理者に対して、その実施に向けて追加的に必要となる費用を支援

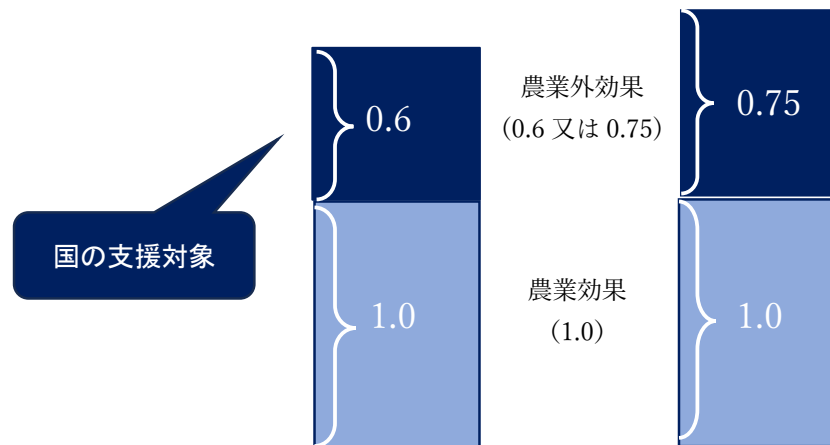
(ア) 調査、契約書類の作成等に要する費用

(イ) 包括的民間委託の導入に要する費用

事業主体 都道府県、市町村

補助率 1/2(イ(ア):1/4、オ:定額)

水利施設管理強化事業の支援イメージ（一般型）



(7) 土地改良区機能強化支援事業(基幹水利施設保全管理技術向上研修)

管理技術の向上・充実

事業の趣旨 基幹水利施設の計画的な点検・整備を通じて行う機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について、施設の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するものです。

事業の内容 施設管理者に対し、次に掲げる事項について指導等を行います。

- ア 施設の操作運転、点検及び整備に関すること
- イ 施設の機能保全に関すること
- ウ 施設に係る災害・事故等のリスク管理・監視に関すること
(ただし、リスク管理については自然災害を念頭に置いたものに限定)

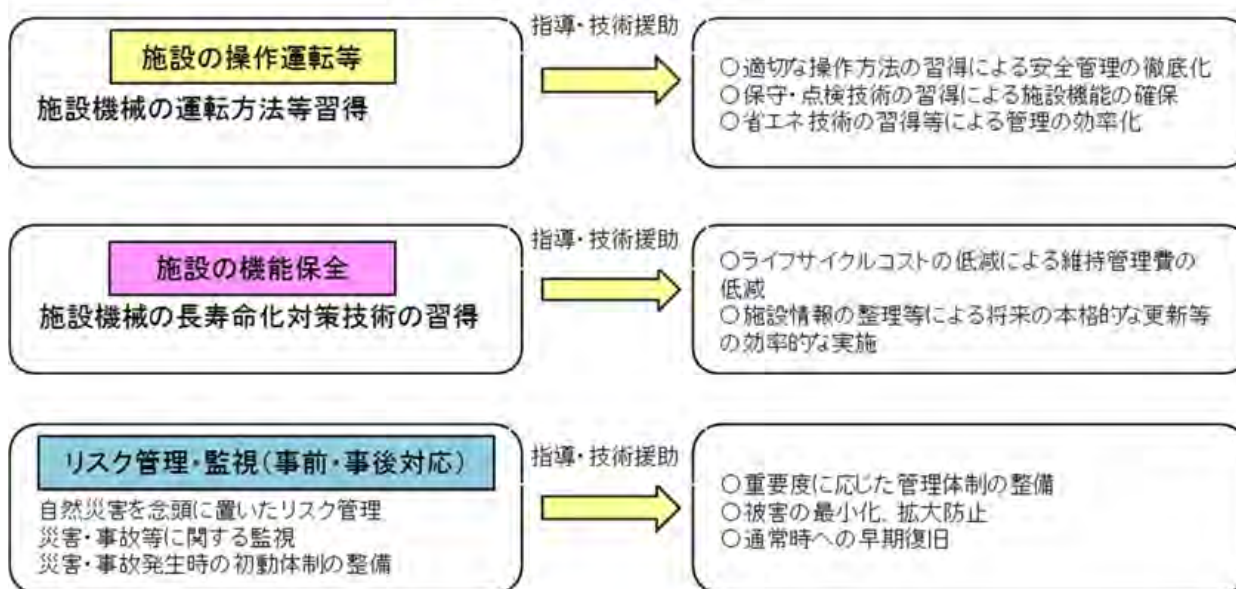
事業主体 都道府県土地改良事業団体連合会

対象施設 現地において指導・援助を行う対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理しているダム、頭首工、用水機場、排水機場等の基幹水利施設であり、公共性の程度、施設操作の難易度、施設規模及び受益規模を評点方式で計算し、総合評点が5点以上のダム、頭首工、用水機場、排水機場及びこれと併せて一体的な操作管理を行う必要がある水路等となります。

補助率 1/2

実施期間 令和11年度まで

事業の実施イメージ



(8) 土地改良区機能強化支援事業(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修)

省エネルギー化推進に関する技術力の向上

事業の趣旨 農業水利施設の現場条件等に応じた省エネルギー化や先進技術を活用した省エネルギー化について、施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するものです。

事業の内容 施設管理者に対し、次に掲げる事項について指導等を行います。

ア 省エネルギー化推進の啓発に関すること

イ 省エネルギー化推進の具体化に向けた現地指導と調査に関すること

ウ 省エネルギー化推進の基本構想の策定に関すること

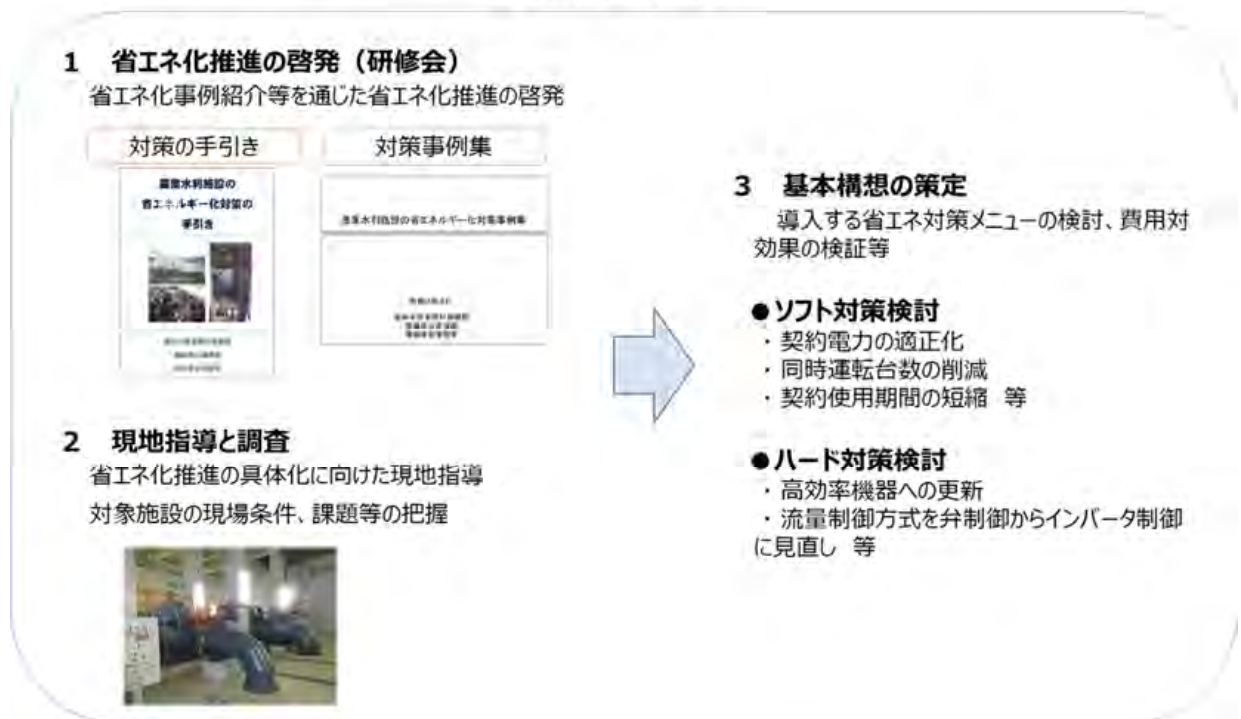
事業主体 都道府県土地改良事業団体連合会

対象施設 国営土地改良事業等で造成された土地改良区等が管理しているダム、頭首工、用水機場、排水機場等

補助率 定額

実施期間 令和11年度まで

事業実施のイメージ



(9) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の定期的な整備補修、農村地域における国土強靱化、脱炭素及び ICT の有効活用を推進

事業の内容 本事業は、一般の補助事業とは異なり、土地改良区等が相互扶助的に実施します。具体的には、整備補修を希望する土地改良区等が事業に加入し、定められた期間内に整備補修等に必要経費の一部を毎年拠出し、その拠出期間内の定められた年度(イ及びオの事業にあっては任意の年度)に工事を行います。

ア 整備補修事業(一般型)

土地改良施設の機能保持のため、定期的に行う必要のあるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修に対して助成します。

[緊急整備補修]

事業実施予定年度の以前の年度に、予測し得ない事故等の発生等の理由により、緊急に整備補修を実施する必要性が生じた場合は、緊急整備補修として当該年度に実施する特例があります。

イ 整備補修事業(連携管理保全型)

アの事業のうち、財政融資資金を活用し、「連携管理保全計画」に位置付ける施設の整備補修を実施します。

ウ 施設改善対策事業

高収益作物の導入推進に資するための土地改良施設の整備補修(水管理の高度化など)を実施します。

エ 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故の防止を図るため、安全管理施設の整備補修を実施します。

[緊急整備補修]

予測し得ない事故等の発生等の理由により、緊急に整備補修を実施する必要性が生じた場合は、緊急整備補修として実施する特例があります。

オ 防災減災機能等強化事業

財政融資資金を活用し、防災・減災機能の強化、施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化を図るために必要な施設の整備を実施します。

採 択 基 準 [各事業共通]

ア 団体営規模以上の事業により造成された農業水利施設

イ 1地区当たりの事業費が 200 万円以上(整備補修事業(連携管理保全型)、安全管理施設整備対策事業及び防災減災機能等強化事業にあっては 100 万円以上。ただし、安全管理施設整備対策事業の緊急整備補修にあっては事業費の要件はない。)の整備補修等

[緊急整備補修]

次のいずれかに該当する場合

ア 予測し得ない事故等の発生

イ 施設管理体制の著しい低下

ただし、安全管理施設整備対策事業においては、次に掲げる事由が生じている場合

ウ 転落事故が発生するおそれが特に高いこと

エ 関係市町村、学校等との調整の中で、喫緊に転落事故の防止対策が必要であること

○ 拠出期間・補助率

内容	拠出期間	補助率	地方拠出金拠出割合		加入者の自己負担
			都道府県 ^(※1)	加入者	
・整備補修事業（一般型）	5年	30%	30%	30%	10% ^(※2)
緊急整備補修		30%	30%	30% ^(※3)	10% ^(※3)
・整備補修事業（連携管理保全型）	5年	40%	30%	30% ^(※4)	0% ^(※5)
・施設改善対策事業	3年	30%	30%	30%	10% ^(※2)
・安全管理施設整備対策事業	3年	30%	30%	30%	10% ^(※2)
緊急整備補修		30%	30%	30% ^(※3)	10% ^(※3)
・防災減災機能等強化事業	5年	50%	20%	30% ^(※4)	0% ^(※5)

※1 標準的な補助率

※2 工事を施工する年度(5年間(施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業にあっては、3年間)のうち定められた年度)に加入事業費の90%の額が、全国土地改良事業団体連合会(以下「全国連合会」という。)から都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」という。)を通じて事業実施主体(土地改良区等)に交付されます。残りの10%に相当する額は、事業実施主体が調達することになります(整備補修事業(連携管理保全型)及び防災減災機能等強化事業を除く)が、株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)の農業基盤整備資金の融資を受けることができます。

※3 緊急整備補修の加入拠出金及び拠出金以外の自己負担の割合は、弾力的に運用することとしています。

※4 別途財政融資資金の借入に伴う利息相当額を拠出する必要があります。

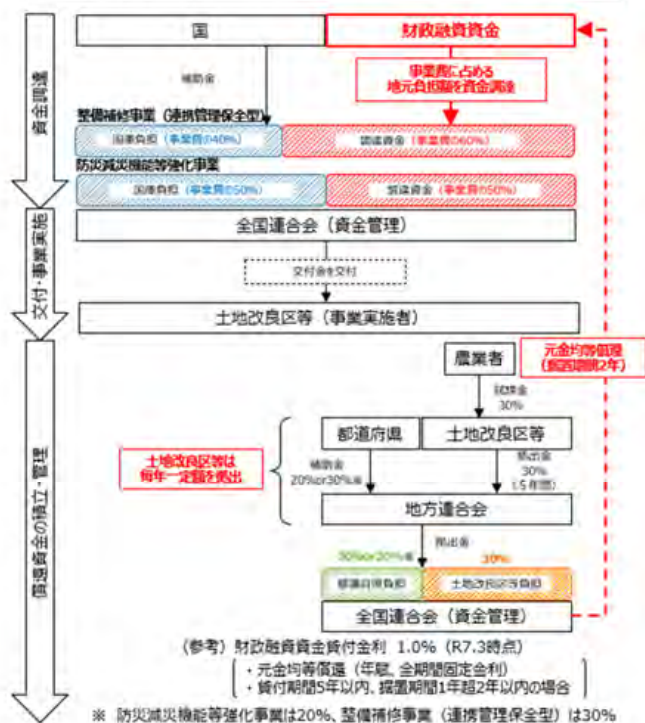
※5 工事を施工する年度(5年間のうち事業実施主体が施工を希望する任意の年度)に加入事業費の100%の額が、全国連合会から地方連合会を通じて事業実施主体(土地改良区等)に交付されます。

資金造成及び交付の概要

整備補修事業（一般型）



整備補修事業（連携管理保全型）、防災減災機能等強化事業



3 施設の整備や補修のための事業

(10) 国営かんがい排水事業(国営施設機能保全総合対策事業)

国営土地改良事業等により造成した基幹的農業水利施設を対象に、突発事故の発生原因の究明調査、事故リスクのある施設や老朽化した施設の整備を実施

事業の趣旨 本事業は、食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業等により造成された農業用排水施設について、突発事故等の不測の事態が発生した場合、不測の事態のリスクがある場合、老朽化等により機能低下がみられる場合等において必要な調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能を保全するための整備を行うものです。

事業の内容 ア 施設機能保全検討調査

次に掲げる施設における突発事故の発生原因の究明調査、機能診断、耐震性の点検・調査、対策工法の検討等を行うとともに、その結果を踏まえて必要に応じて応急工事計画、災害復旧事業計画書、緊急防災等工事計画、施設長寿命化計画、土地改良事業計画(案)を作成します。

- (ア) 突発事故が発生した施設
- (イ) 自然災害により被災した施設
- (ウ) (ア)又は(イ)と同様のリスクがある施設(事故の兆候が認められた施設を含む)
- (エ) 一度発生すれば大災害となり得る大規模地震動が発生した際、人命・財産等への影響が大きい施設
- (オ) 老朽化等により機能低下がみられる施設

イ 施設機能保全事業

施設機能保全検討調査の結果を踏まえ、事故リスクのある施設や老朽化等により機能低下がみられる施設の整備を実施します。

※突発事故が発生した施設の復旧は土地改良施設突発事故復旧・防止事業(突発事故復旧事業)、自然災害により被災した施設の復旧は災害復旧事業、事故の兆候が認められた施設の事故の未然防止は土地改良施設突発事故復旧・防止事業(突発事故防止事業)で実施します。

事業主体 国

採 択 要 件 [施設機能保全事業]

・対 象 施 設 国営事業等によって造成された農業用排水施設

・受 益 面 積 a アの(ウ)又は(エ)の施設を整備の対象に含む場合
500ha(畑に係るものであって技術的要件を満たす場合
100ha)以上
b a以外の場合
3,000ha(畑に係るものにあつては1,000ha)以上※
※農林水産省の場合

・末端支配面積 500ha(畑に係るものにあつては100ha)以上
(重要度・緊急性の高い施設にあつては100ha以上(畑に係るものにあつては20ha以上))

・総 事 業 費 おおむね10億円以上

・対象施設にアの(オ)の施設を含む場合には、土地改良事業計画と施設
長寿命化計画との整合が図られていること

国 費 率 ア 10/10

イ 農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%



本事業の対象

(11) 特別監視制度

施設の機能監視を行いつつ、リスクの高い箇所の整備を順次実施

事業の趣旨 基幹的農業水利施設の相当数は、戦後集中的に整備されてきたことから順次老朽化が進行し、標準的な耐用年数を超えようとする施設数は年々増加し、突発事故の件数も増加している状況にあります。

特別監視制度は、このような基幹的農業水利施設の機能について、国が監視を行い、災害・事故リスクの高い箇所の補修・補強等を適時実施し、施設の機能維持を最小限の範囲で着実にを行うものです。

事業の内容 [監視計画の作成]

施設の劣化状況や重要度等に応じ、施設の機能監視を行う対象施設や監視頻度、監視内容を定めた監視計画を作成します。

[工事計画の作成]

リスクの高い施設から順次補修・補強等を行うための毎年度の工事計画を作成します。

毎年度の工事の実施状況や施設の機能監視の結果に基づいて適宜見直しを行うこととなります。

事業主体 国

適用対象 国営かんがい排水事業、国営総合農地防災事業に本制度の適用が可能

国費率 適用した国営土地改良事業と同じ

施設機能監視の例



(12) 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 農山漁村地域整備交付金(基幹水利施設保全型)

国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業で造成された施設の機能診断、機能保全計画作成、計画に基づく対策工事を一貫して実施

- 事業の趣旨** 既存の農業水利施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画の作成及び当該計画に基づく対策工事等を一貫して行うことにより、施設の機能を効率的に保全します。
- 事業の内容** ア 国営造成施設及び都道府県営造成施設に関する機能保全計画の作成(計画作成に必要な機能診断を含む)
イ 機能保全計画に基づく対策工事の実施
ウ 緊急対応の実施
- 事業主体** 都道府県、市町村
※農山漁村地域整備交付金の場合、当該施設を管理する者も可
- 対象施設** 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業で造成された農業水利施設
- 補助率** 1/2(イ、ウ:沖縄 80%、奄美 65%)
- その他** 基幹水利施設管理事業と一体的に対策工事を実施する場合は提出書類を簡素化

(13) 農山漁村地域整備交付金(地域農業水利施設保全型)

団体営土地改良事業で造成された施設等の機能診断、機能保全計画作成、計画に基づく対策工事に対しても支援

- 事業の趣旨** 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)と同旨
- 事業の内容** ア 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成^{※1}
(計画作成に必要な機能診断を含む)
イ 機能保全計画に基づく対策工事の実施^{※2}
ウ 緊急対応の実施
※1 末端支配面積が 100ha 以上の施設
※2 受益面積が 100ha 以上(ただし、アを実施せずに規定の様式で機能保全計画を策定した場合には、10ha 以上)の地区
- 事業主体** 市町村、土地改良区又は当該施設を管理する者
- 対象施設** 団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設
- 補助率** 1/2(イ、ウ:六法指定地域等 55%、沖縄県 80%、奄美 60%)

(14) 水利施設整備事業(実施計画策定事業)

施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援

- 事業の内容 施設を効率的に活用するための調査・計画策定等
- ア 水利用調整事業
水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
 - イ 施設計画策定事業
整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等
 - ウ 機能保全計画策定事業
農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画の策定
 - エ 高リスクパイプライン緊急調査事業
道路下にある口径 800mm 以上の農業用パイプライン又は近傍で事故が頻発するなど緊急対応が必要な農業用パイプラインの緊急調査

事業主体 都道府県、市町村、土地改良区等

- 補助率
- ア 1/2等(下記は定額補助)
 - ① 水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直し【令和8年度採択まで】
 - ② 小水力発電施設の整備に係る発電水利権の確保に必要な水利使用の見直し【令和11年度採択まで】
 - イ 一般地区・施設 1/2 等(下記以外の重要地区・施設は定額補助:令和11年度採択まで)
 - ① 施設の集約・再編(ストックの適正化)
 - ② 流域治水対策、地震対策
 - ③ 省力化整備に取り組む地区
 - ④ 水土里ビジョンの策定地区
 - ⑤ 国営・水資源機構営造成施設
 - ウ 1/2 等
 - エ 2/3等

(15) 農業水路等長寿命化・防災減災事業

農業水利施設の長寿命化及び防災減災対策を支援

事業の趣旨 農業水利施設の機能発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を実施することによって、農地や農業施設を健全な状態に保つとともに、さらなる省力化やコスト低減などに取り組みます。

さらに、緊急時の迅速な避難行動等を支援する、ため池の保全・避難対策を実施することによって、災害の未然防止を図ります。

事業の内容

区分	対策種類	対策内容
1 長寿命化対策	長寿命化対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備
2 防災減災対策	自然災害等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備
	危機管理対策	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備
	ため池防災環境整備	ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備
	流域治水対策	流域治水対策のために行う農業用排水施設等の整備
3 ため池の保全・避難対策	ため池の保全・避難対策	ハザードマップの作成など緊急時の迅速な避難行動や適切な保安全管理につなげる対策
4 施設情報整備・共有化対策	施設情報整備・共有化対策	農業水利施設情報等の地理情報システム(GIS)化を支援

事業主体 都道府県、市町村、土地改良区等

実施区域 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域内の区域等

実施要件 ア 長寿命化・防災減災計画を作成していること

イ 長寿命化対策及び防災減災対策を実施する場合、

(ア) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上

(イ) 1地区当たりの受益者数が農業従事者2者以上

(ウ) 1地区当たりの工事工期が3か年以内

ウ ソフト対策を実施する場合、1地区当たりの事業工期が1か年以内等

補助率 長寿命化対策、防災減災対策 1/2、定額等

ため池の保全・避難対策 1/2 又は定額

施設情報整備・共有化対策 1/2

4 突発事故・事故防止対策

(16) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業

土地改良施設で突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、早期に復旧・補修等を実施

事業の趣旨 土地改良事業等において造成された施設において、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図ることにより、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者への経営安定を資することを目的とするものです。

事業の内容

- ア 土地改良施設突発事故復旧事業
 - (ア) 現地仮復旧
安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置
 - (イ) 機能回復を行う復旧工事
施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置
 - (ウ) 類似被害防止工事
当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置
- イ 土地改良施設事故防止事業
老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置

事業主体

- ア 土地改良施設突発事故復旧事業
 - <直轄> 国
 - <補助> 都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合
- イ 土地改良施設事故防止事業
 - <直轄> 国
 - <補助> 都道府県、市町村

実施要件

- ア 対象施設
 - <直轄>
 - (ア) 一般型：国営土地改良事業で造成された土地改良施設
 - (イ) 基幹施設型：上記の土地改良施設のうち、ダム、頭首工、排水機場及び排水樋門
 - <補助> 土地改良施設

イ 末端支配面積

<直轄>

(ア) 一般型:100ha以上

(イ) 基幹施設型:5,000ha(田以外の農用地を受益地とするものにあつては2,000ha)以上

<補助> 20ha(中山間地域は10ha)以上(団体営事業のうち営農や地域への経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能)

ウ 事業費

<直轄> 1箇所あたりの事業費が2,000万円以上又は高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの

<補助> 1箇所あたりの事業費が200万円以上

エ 適切に保全管理している土地改良施設であること

<共通> 維持管理事業計画等に基づく管理及び機能保全計画等を定め、この計画に基づく対策や施設監視を適切に行っていること

国費率・補助率

<直轄>

農林水産省 2/3(一般型)、70%(基幹施設型)、北海道・離島75%、
沖縄・奄美90%

<補助>

農林水産省・北海道 50%(中山間地域 55%)、沖縄 80%、奄美
2/3、離島 52%(中山間地域 60%)

土地改良施設突発事故復旧・防止事業の内容

突発事故への迅速な対応

突発事故の発生

現地調査(突発事故の確認)

復旧工事

事故の兆候が認められた段階で対応

事故の兆候(しみ出し)

対策工事

被害を未然防止

土地改良施設における突発事故の例

パイプラインの破損等の原因不明の突発事故

ダムの堤体の陥没等の原因不明の突発事故

排水路の倒壊等の原因不明の突発事故

排水機場等の故障などの原因不明の突発事故

道路法面の崩落などの原因不明の突発事故

5 その他

(17) 土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業

土地改良施設の管理者が保管する PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の促進

事業の趣旨 土地改良施設に使用されているPCB(ポリ塩化ビフェニル)は、法令に基づき、令和8年度までに処理することが、その保管者等に義務付けられています。

このため、土地改良施設に係るPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するための対策を実施します。

事業の内容

- ア 土地改良区等の施設管理者が保管するPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費の助成
- イ 土地改良施設の塗料(塗膜)に含まれるPCBの濃度分析調査等に要する経費の助成
- ウ 国が保管する国営造成施設に係るPCB廃棄物の処理

事業主体

- <直轄>国(イ、ウ)
- <補助>市町村、土地改良区等(ア、イ)

事業実施期間 令和8年度まで

国費率・補助率

- <直轄>10/10
- <補助>1/2

事業の内容

① PCB廃棄物の収集運搬

処理施設

←



※ 高濃度PCB廃棄物の処理のための運搬は、PCB廃棄物収集運搬業の許可を有する業者であり、かつ、高濃度PCB廃棄物処理施設から搬入許可を受けた業者しか行うことができない。

② PCB含有塗膜調査等



塗膜の剥離作業



塗膜分析作業

③ PCB廃棄物の処理
(国営造成施設に限る。)

PCBが使用された代表的な電気機器等
(上：変圧器、下：コンデンサー)






これらの機器の内部は、PCB油等で満たされている。

PCB廃棄物の処理期限

事業エリア		高濃度PCB廃棄物*		低濃度PCB廃棄物等
		変圧器、コンデンサ	安定器及び汚染物	
東日本	北海道(室蘭)	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和9年3月31日
	東京			
西日本	豊田			
	大阪			
	北九州			

※高濃度PCB廃棄物は事業終了

V 農業用排水路における転落事故等の未然防止のために

1 農業用排水路の安全対策

農業用排水路(以下「水路」という。)では、年間を通して転落等の人身事故が発生しています。特に、台風・大雨期を含むかんがい期においては水路内の水位が上昇し、人身事故が増加する傾向にあります。

このため、これらの時期が来る前に水路の点検等を行うなど、水路の安全管理を徹底する次のような取組が必要です。

- (1) 転落等のおそれがある水路の危険箇所の把握
- (2) 転落した水路から脱出するための構造や対策の有無の把握
- (3) (1)及び(2)を踏まえた応急対策の実施
- (4) 地域住民への啓発活動(市町村広報誌、危険箇所における看板設置、地域の学校等におけるチラシの配布等)
- (5) 関係機関との連絡調整(地方公共団体、学校、警察、消防等との連絡体制の整備等)



2 水路の点検・管理作業中の安全対策

水路の点検・管理作業に当たっては、作業従事者の安全管理についても十分な配慮が必要です。大雨や台風等の際に水路の点検・管理作業を行うことは大変危険ですので、作業従事者の安全確保を第一に考え、水路の点検・管理作業は、大雨や台風等が収まった後に、十分に安全を確保した上で行うとともに、平時から次のような取組が必要です。

- (1) 複数の作業従事者による点検・管理作業の実施
- (2) 現場状況に応じた作業手順の確認、安全带などの安全装備の使用
- (3) 事故等が発生していないことを確認するための、現場での作業開始・終了時の報告の徹底
- (4) 施設の点検や農地の見回りは、大雨や台風等が収まった後で、十分に安全を確認した上で行うことについて徹底
- (5) 点検・管理作業中におけるライフジャケット及びヘルメットの着用

(参考)

○農業用排水路における安全管理の手引(令和2年3月)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anzen/attach/pdf/index-13.pdf

○安全管理対策事例集(令和7年6月(追録版))

https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anzen/attach/pdf/index-38.pdf

VI 土地改良施設の維持管理費に係る地方交付税措置

土地改良施設の維持管理については、国、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村、土地改良区等が行っている土地改良施設の維持管理に対する地方公共団体の負担等について、地方交付税措置が講じられています。

1 地方公共団体が負担した維持管理費に係る地方財政措置

都道府県及び市町村の負担(①国及、機構及び他の地方公共団体が管理する施設に対する負担、②自ら管理する施設に対する自己負担、③土地改良区等の団体が管理する施設に対する補助金等)については、基準財政需要(農業行政費)の単位費用に算入され、当該都道府県及び市町村の農家数に応じて、普通交付税で措置されています。

都道府県の基準財政需要は、具体的には、次の式により算定されることとなります。(市町村についてもおおむね同様)。

農業行政費の単位費用 のうち土地改良施設の 維持管理に係る分	×	当該都道府県の農家数	×	当該都道府県の補正係数 ^{※2}
--------------------------------------	---	------------	---	---------------------------

※1 標準的な地方公共団体における測定単位(農業行政費では農家数)当たりの必要経費
(都道府県:4,143円/戸、市町村:7,892円/戸、令和7年度)

※2 作付延べ面積、給与差等により補正するための数値

2 排水機場の維持管理費に係る市町村負担分の地方財政措置

農業用排水機場については、非農用地からの排水に係る維持管理費の市町村負担の一定部分について、特別交付税措置の対象となります。

なお、排水機場の維持管理費の農地分と非農地分の区分方法については、流域における双方の面積を用いて按分する方法が考えられますが、農地と非農地の流出形態の違いを反映すべき地域もあると考えられることから、令和2年度に、流出形態を考慮しつつ効率的かつ簡便に区分するための簡易算定式が例示されています。

3 特定外来生物の防除等に係る地方財政措置

国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、特定外来生物の施設被害を予防するための取組については、令和7年度から水利施設管理強化事業による支援(国庫補助率:1/2)が講じられ、地方公共団体の負担のうち1/2が特別交付税で措置されることとなっています。

4 渇水対策に係る地方財政措置

水利施設管理強化事業で渇水対策の支援が講じられてきたが、令和8年度から、地方公共団体の負担のうち 1/2 が特別交付税で措置されることとなっています。



いしかりがわ
石狩川頭首工(北海道)

お問い合わせ先

局名	担当部課	電話番号(代表)	管轄都道府県
東北農政局	農村振興部水利整備課	022-263-1111	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	農村振興部水利整備課	048-600-0600	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	農村振興部水利整備課	076-263-2161	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	農村振興部水利整備課	052-201-7271	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	農村振興部水利整備課	075-451-9161	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	農村振興部水利整備課	086-224-4511	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	農村振興部水利整備課	096-211-9111	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部農村振興課	098-866-0031	沖縄県
国土交通省北海道開発局	農業水産部農業計画課 土地改良管理室	011-709-2311	北海道
農林水産省農村振興局	整備部水資源課 施設保全管理室	03-3502-8111	